

## 消毒用アルコールの安全な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、手指の消毒等のため、消防法に定める「危険物」（第四類アルコール類）に該当する消毒用アルコール（以下「消毒用アルコール」という。）を使用する機会が増えています。

消毒用アルコールは、火気により引火しやすく、また、アルコールから発生する可燃性蒸気は空気より重く低所に滞留するため、多量に取り扱う場合には換気を必要とするなど、火災予防に留意する必要があります。

消毒用アルコールの安全な取扱いについては下記のとおりです。

- 1 消毒用アルコールは、火気の近くで使用しないでください。
- 2 室内の消毒や消毒用アルコールの容器詰替え等に伴い、可燃性蒸気が滞留するおそれのある場合には、通風性の良い場所や換気が行われている場所等で行ってください。
- 3 みだりに可燃性蒸気を発生させないため、密閉した室内で多量の消毒用アルコールの噴霧を避けてください。
- 4 消毒用アルコールの容器を設置・保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所を避けてください。  
また、消毒用アルコールの容器は落下させたり、衝撃を与えたりしないでください。
- 5 消毒用アルコールを容器に詰め替える場合は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう注意するとともに、詰め替えた容器には消毒用アルコールである旨や「火気厳禁」等の注意事項を記載するようにしてください。

消毒用アルコールを 400 リットル以上貯蔵・取扱う場合には消防法により、また、80 リットル以上 400 リットル未満貯蔵・取扱う場合には、伊達地方消防組合火災予防条例により規制されることになります。

これらの数量を貯蔵・取扱う場合には、事前に最寄りの消防署へお問い合わせください。